

○総務省訓令第47号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 8 年10月 9 日

総務大臣 藤井比早之

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
別紙 2 （第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 [第 1 略] 第 2 陸上関係 [1 略] 2 公共業務用無線局 （1） 公共業務用（通信事項が防災行政事務に関する事項又は防災行政事務に係る無線設備の運用監理に関する事項の無線局（以下この（1）において「防災行政無線局」という。）の場合に限る。） 防災行政無線局の審査は次の基準（狭帯域デジタル通信方式を使用する固定局にあっては、次の基準のほか、4（14）の基準）により行う。 [ア～セ 略] [別表（1）—1—1 略] 別表（1）—1—2 都道府県デジタル総合通信系（四値周波数偏位変調を使用するものに限る。）の周波数等の使用計画について	別紙 2 [同左] [第 1 同左] 第 2 [同左] [1 同左] 2 [同左] （1） [同左] [ア～セ 同左] [別表（1）—1—1 同左] 別表（1）—1—2 [同左]

(1) 周波数割当て

周波数の割当てについて、次によりあらかじめ各都道府県に対する使用計画を作成し、これに従って行うものとする。

[A・B 略]

C 四分の π シフト四相位相変調を使用する都道府県デジタル総合通信系を整備している都道府県である場合は、整備できないものとする。ただし、機器更改等のため、四分の π シフト四相位相変調を使用する都道府県デジタル総合通信系から、四値周波数偏位変調を使用する都道府県デジタル総合通信系に移行する場合はこの限りでない。

[(2)・(3) 略]

[別表 (1) — 2 — 1 ～別表 (1) — 4 略]

[(2)・(3) 略]

(4) 公共業務用（通信事項が消防事務に関する事項の無線局の場合に限る。）

通信事項が消防事務に関する事項の無線局の審査は次の基準により行う。

[ア～ウ 略]

エ 移動通信系

[(ア) ～ (オ) 略]

(カ) 空中線電力

- A デジタル移動通信系の携帯局の無線設備であって、航空機に搭載する場合の空中線電力は、1 W 以下であること。

B 署活動用の陸上移動局の無線設備であって、1 W 以下の空中線電力では山岳地域における活動において通信の確保が困難である場合にあって

(1) [同左]

[A・B 同左]

C 四分の π シフト四相位相変調を使用する都道府県デジタル総合通信系を整備している都道府県である場合は、整備できないものとする。ただし、機器更改等のため、四分の π シフト四相位相変調を使用する都道府県デジタル総合通信系から、四値周波数偏位変調を使用する都道府県デジタル移通通信系に移行する場合はこの限りでない。

[(2)・(3) 同左]

[別表 (1) — 2 — 1 ～別表 (1) — 4 同左]

[(2)・(3) 同左]

(4) [同左]

[ア～ウ 同左]

エ [同左]

[(ア) ～ (オ) 同左]

(カ) [同左]

- デジタル移動通信系の携帯局の無線設備であって、航空機に搭載する場合の空中線電力は、1 W 以下であること。

は、(オ) C (A) から (D) までの規定により認められた周波数に限り、1 W を超え 5 W 以下の空中線電力を指定することができる。この場合においては、次の書類が提出されていること。

- (A) 1 W 以下の空中線電力では山岳地域における活動において通信の確保が困難であることが確認できる書類
- (B) (オ) C (A) から (D) までの規定により認められた周波数と近隣の他の免許人が (オ) C (A) から (D) までの規定により認められた周波数が同一周波数である場合は、当該他の免許人との運用調整に関する書類

(キ) 移動範囲

[A～C 略]

D 署活動用の陸上移動局

- (A) 当該市町村等又は東京都の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺とする。ただし、緊急消防援助隊により使用される場合は、全国とする。この場合においては、(オ) C (A) から (D) までの規定により認められた周波数に「この周波数の使用は、免許人の管轄区域及びその周辺以外においては、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動するとき又はその訓練時に限る。」旨の附款を付すものとする。
- (B) (カ) B の規定により、山岳地域における活動のために 1 W を超え 5 W 以下の空中線電力を指定する場合であって、移動範囲が

(キ) [同左]

[A～C 同左]

D [同左]

- (A) 当該市町村等又は東京都の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺とする。ただし、緊急消防援助隊により使用される場合は、全国とする。この場合においては、(オ) C (A) から (D) までの規定により認められた周波数に「この周波数の使用は、免許人の管轄区域及びその周辺以外においては、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動するとき又はその訓練時に限る。」旨の附款を付すものとする。

当該市町村等又は東京都の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺であるときにあっては、(オ) C (A) から (D) までの規定により認められた周波数に「1 W を超える空中線電力の使用は、山岳地域における活動で使用する場合に限る。」旨の附款を付すものとする。また、移動範囲が全国であるときにあっては、(オ) C (A) から (D) までの規定により認められた周波数に「1 W を超える空中線電力の使用は、免許人の管轄区域及びその周辺の山岳地域における活動で使用する場合に限る。」旨の附款を付すものとする。

[E・F 略]

[(ク) 略]

[オ～キ 略]

[別表 (4) 略]

[(5) ～ (22) 略]

[3 略]

4 その他

[(1) ～ (13) 略]

(14) 狭帯域デジタル通信方式を使用する固定局

[ア～ウ 略]

エ 伝送の質

[(ア) ～ (ウ) 略]

(エ) 混信保護

[A～F 略]

[E・F 同左]

[(ク) 同左]

[オ～キ 同左]

[別表 (4) 同左]

[(5) ～ (22) 同左]

[3 同左]

4 [同左]

[(1) ～ (13) 同左]

(14) [同左]

[ア～ウ 同左]

エ [同左]

[(ア) ～ (ウ) 同左]

(エ) [同左]

[A～F 同左]

G 60MHz帯において、中心周波数が3.75kHz離調する
16QAM (15k) 方式とQPSK (7.5k) 方式の受信機入力に
おける所要D/Uは、次表を標準とする。

<u>希望波</u>	<u>妨害波</u>	<u>D/U</u> <u>(dB)</u>	<u>離調</u> <u>周波数</u> <u>(kHz)</u>
<u>16QAM (15k)</u>	<u>QPSK (7.5k)</u>	<u>20.0</u>	<u>±3.75</u>
<u>QPSK (7.5k)</u>	<u>16QAM (15k)</u>	<u>13.0</u>	

[オ 略]
[(15) ～ (19) 略]
[第3～第5 略]

[新設]

[オ 同左]
[(15) ～ (19) 同左]
[第3～第5 同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則
この訓令は、令和8年10月9日から施行する。